



## 1 申請書類

- (1) 平成30年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（申請用紙は別に添付しています）  
 (2) 在学等証明書（指定様式）  
 (3) 申請区分（①～③）に応じた添付書類

申請区分	添付書類	
① ・生活保護（生業扶助） 受給世帯	基準日（平成30年7月1日）時点において生活保護法による生業扶助を受給していることを証する書類	
② ・県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯 ・第1子扱いの高校生等が いる世帯（①と③に該当 しない世帯）	対象となる高校生等の健康保険証の写し  （保険証の写し貼付台紙に、貼り付けて提出いただいても結構です。）	<p style="text-align: center;"><b>【共通】</b></p> <p style="text-align: center;">+ 平成30年度分（平成29年所得）の課税証明書など、県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯であることを証する書類</p>
③ ・県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯 ・15歳（中学生を除く） 以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が いる世帯で、第2子以降の高校生等が いる世帯（①に該当する世帯を除く）	対象となる高校生等と15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証の写し  （保険証の写し貼付台紙に、貼り付けて提出いただいても結構です。）	

※別添の記入例と記入上の注意事項をよく読んで、必要事項を記入・押印してください。

※控除対象配偶者である等の理由により所得の申告を行っていない控除対象配偶者等がいる場合は、市役所、町村役場の窓口で申告の上、市町村民税所得割額の状況がわかる証明書類の発行を受けて、追加で提出してください。

## 2 提出先

鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室  
 （住所）〒680-8570  
 鳥取県鳥取市東町1丁目271

## 3 提出期限

平成30年7月31日（火）

## 4 問合せ先

鳥取県教育委員会 育英奨学室  
 電話：0857-26-7541、0857-29-7145  
 ファクシミリ：0857-26-8176  
 メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

# 「鳥取県高校生等奨学給付金」のご案内 (返還は不要です)

高等学校等に通う低所得者世帯（非課税世帯）を対象に、授業料以外の教育費として支給されます。

## どんな世帯が対象なの？

以下の3点すべてに当てはまる方が対象です。

- ①県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯または生活保護（生業扶助）受給世帯
  - ②保護者、親権者等が鳥取県内に在住
  - ③就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等）に在学
- ※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。



## いくらもらえるの？ (第1子、第2子の考え方は裏面をご覧ください)

支給対象者	支給額 (年額)		申請に必要な添付書類
	国公立の場合	私立の場合	
生活保護受給世帯 (通信制在学者も同額)	32,300円	52,600円	生活保護法による生業扶助を受給していることを証する書類
生活保護受給世帯以外			
通信制以外			
第1子の高校生等がいる世帯	80,800円	89,000円	対象となる高校生等本人の健康保険証の写し
15歳 (中学生を除く) 以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯	129,700円	138,000円	対象となる高校生等本人及び15歳以上 (中学生以下を除く。) 23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証の写し
通信制			
高校生等がいる世帯	36,500円	38,100円	対象となる高校生等本人の健康保険証の写し

## どうすれば申請できるの？

- 県内**高校に在学している方
  - ・対象者には7月頃学校から案内があります。申請は7月末までの各学校で定める日までとなります。申請書、添付書類の提出先は、在学する高校です。
- 県外**高校に在学している方
  - ・申請書を送付しますので、直接育英奨学室までお問い合わせください。申請書は7月31日 (火) までに、育英奨学室へ提出してください。
- 給付金は、年額を10月から12月にかけて支給する予定です。

高校生等が複数いらっしゃる世帯は、高校生等の人数分の申請ができます。給付金の支給区分については、裏面をご覧ください。



## 第1子、第2子等の考え方(金額は生活保護受給世帯以外の場合)

高校生等(年齢は問わない)

15歳以上(中学生は除く)23歳未満

### ●子ども1人世帯



【全日制等】(第1子)  
国公立 80,800円  
私立 89,000円



【全日制等】(第1子)  
国公立 80,800円  
私立 89,000円



扶養されていない

### ●多子世帯(※扶養されている15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯)

#### ▼高校生等が2人いる世帯の場合



【全日制等】(第1子)  
国公立 80,800円  
私立 89,000円



増額

【全日制等】(第2子以降)  
国公立 129,700円  
私立 138,000円



【通信制】  
国公立 36,500円  
私立 38,100円



増額

【全日制等】(第2子以降)  
国公立 129,700円  
私立 138,000円

(注)兄弟姉妹に通信制の高校生等がいる場合には、通信制以外の高校生等は給付額を増額した「第2子以降」の単価となる

#### ▼高校生等以外の子どもがいる場合



増額

【全日制等】(第2子以降)  
国公立 129,700円  
私立 138,000円



増額

【全日制等】(第2子以降)  
国公立 129,700円  
私立 138,000円



増額

【全日制等】(第2子以降)  
国公立 129,700円  
私立 138,000円



扶養されている  
(大学生など)

詳しくはお問い合わせください

鳥取県教育委員会 育英奨学室

電話：0857-26-7541、0857-29-7145

ファクシミリ：0857-26-8176

メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

## 鳥取県高校生等奨学給付金交付要綱（抜粋）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県高校生等奨学給付金（以下「本給付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### （交付の目的）

第2条 本給付金は、高校生等が高等学校等において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

### （交付に係る対象者）

第3条 この要綱において、本給付金の交付に係る対象者は次のとおりとする。

- （1）本給付金の申請者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校を除く。以下「高等学校等」という。）の生徒等（以下「高校生等」という。）の保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）とする。
- （2）「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる者であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の入所者を除く）が措置されている者及び高等学校等を卒業し又は修了したことがある者については、前号の高校生等から除くものとする。

### （給付に係る要件）

第4条 この要綱において申請の対象となる者は、基準日において県内に住所を有する保護者等であって、次のいずれかに該当すること。

- （1）この申請に係る高校生等が基準日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていること。
- （2）この申請に係る高校生等の保護者等全員の申請年度における県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。ただし、前号に規定する者を除く。

### （給付の基準日）

第5条 前条で規定する基準日は毎年7月1日とする。ただし、基準日以降に入学することが定められている高等学校等に入学する者については、当該高等学校等に在学する期間中は、入学した月日を基準日とする。

2 基準日に休学している高校生等については、本申請に係る高校生等から除く。

### （給付の額及び回数）

第6条 県は第2条の目的の達成に資するため、第4条に規定する者に対し、別表に掲げる区分により本給付金を交付する。

2 給付の回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は上限4回）までとする。

3 前項の規定に関わらず、基準日において、高等学校等就学支援金の学び直しへの支援に該当する高校生等については、その期間中、年1回、通算2回まで交付する。

### （申請及び実績報告）

第7条 本給付金の交付申請は、様式第1の1号または様式第1の2号により、毎年度、基準日後30日以内に行わなければならない。この場合においては、当該書類を規則第5条で規定する申請書とみなす。

2 規則第5条の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合においては、当該書類を同条第1号及び第2号に掲げる書類とみなす。

- （1）この申請に係る高校生等の保護者等全員の申請年の県民税額及び市町村民税額が分かる書類の写し
- （2）前号の証明者が鳥取県外の市区町村長の場合は、その該当する者の基準日以降の住民票の写し
- （3）第4条第2号に該当する保護者等が扶養している者のうち、基準日において15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹全員の健康保険証の写し
- （4）この申請に係る高校生等が基準日において、鳥取県外の高等学校等に在籍する場合は、様式第3号に定める在学等証明書

(5) その他、県が必要と認めるもの

3 第1項の申請書は規則第17条第1項による実績報告とみなす。

(申請の辞退等)

第8条 第4条に規定する受給要件に該当するにもかかわらず本給付金の受給を辞退しようとする者及び同条に規定する受給要件に該当するか否かを明らかにするための書類を提出しない者は、鳥取県高校生等奨学給付金不受給申出書(様式第4号)を提出するものとする。

(交付決定及び交付額の確定の時期等)

第9条 本給付金の交付決定及び交付額の確定は、原則として第7条に定める交付申請の書類を県が受理した日から起算して60日以内に行わなければならない。

2 本給付金の交付決定及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 県は前条により交付決定を受けた保護者等が次の各号に該当すると認められたときは、交付決定の取消し又は変更をすることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 申請内容や添付書類等を偽り、その他不正な手段により交付決定を受けたとき

2 県は前項の決定をしたときは、保護者等に対して給付金を既に給付済みの場合はその全部又は一部を一括して返還させるものとする。

(給付金の代理受領)

第11条 本給付金は、保護者等が扶養する本申請に係る高校生等が通学する高等学校等での教育活動に必要な経費に未納がある場合は、当該申請分の本給付金を当該高等学校等の長が代理して受領し、当該経費に充てることができるものとする。

2 代理受領した高等学校等の長は、当該申請にかかる保護者等に対し、代理受領した理由、本給付金からの充当内容等を明らかにするとともに、残金がある場合は、適切に交付しなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本給付金の交付について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成26年7月1日から施行する。

2 この要綱は、平成26年4月1日以降に第1学年に入学した高校生等の保護者等から適用する。

附 則

この要綱は平成27年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年5月12日から施行する。

附 則

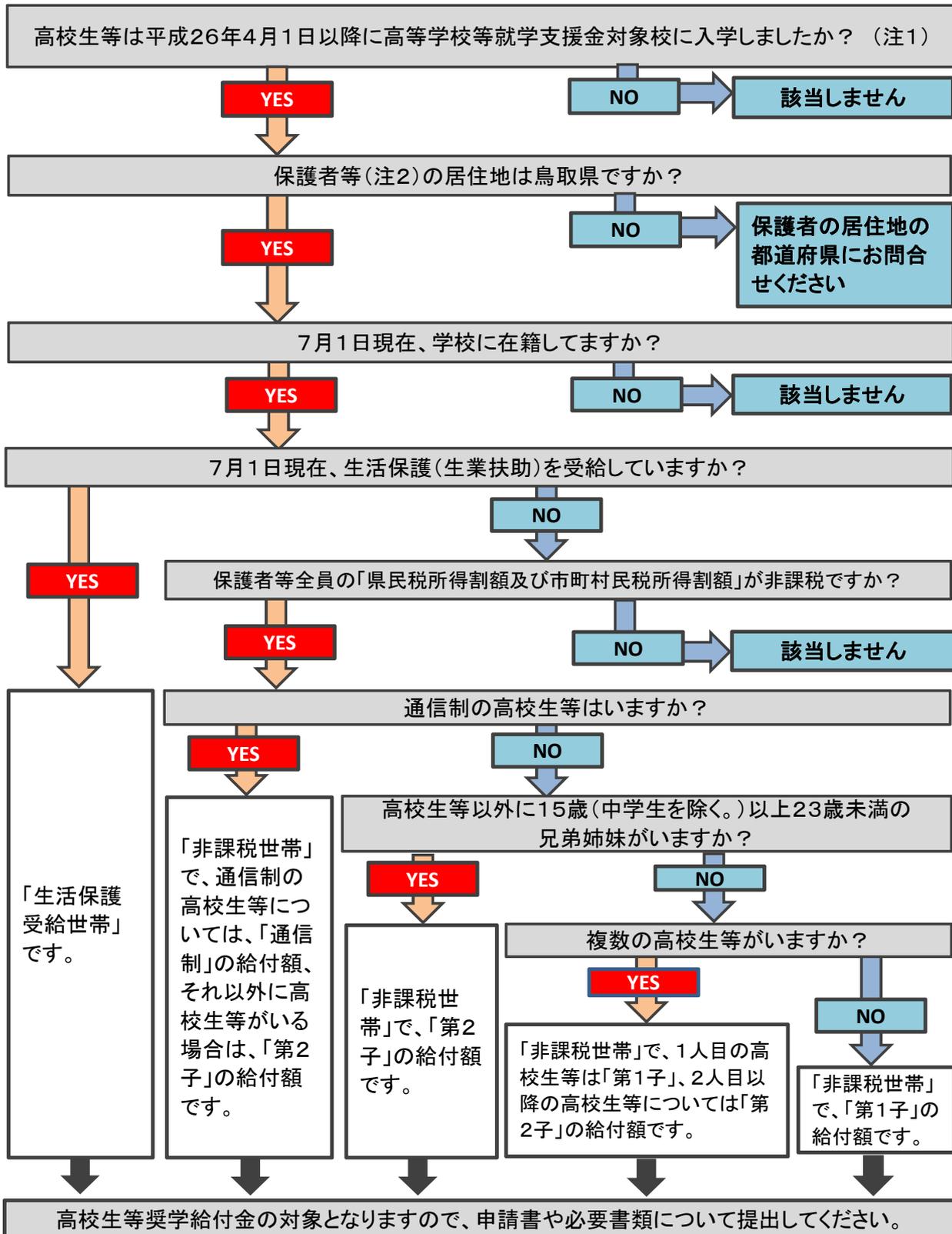
この要綱は平成30年7月1日(予定)から施行する。

## 別表

番号	世帯区分	学校区分	給付年額
1	生活保護受給世帯 (通信制在学者も同額。)	国公立	32,300円
		私立	52,600円
2	県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯で、番号1及び3に該当しない世帯	通信制課程	国公立 36,500円
			私立 38,100円
		通信制以外	国公立 80,800円
			私立 89,000円
3	県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯で15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の対象となる高校生等がいる世帯で、番号1に該当しない世帯	通信制課程	国公立 36,500円
			私立 38,100円
		通信制以外	国公立 129,700円
			私立 138,000円

※番号2及び3の区分において、通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は全て通信制課程の単価を用い、通信制以外の高校生等は、全て番号3の区分の通信制以外の単価を用いる。

# 高校生等奨学給付金 対象確認シート



## 給付額について（年額）

	全日制・定時制		通信制	
	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円
非課税世帯（第1子）	80,800円	89,000円	36,500円	38,100円
非課税世帯（第2子）	129,700円	138,000円		

（注1） 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。

（注2） 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

# 記入例

(学生者用申請書)

## 日付

申請日 平成 30年 7月 20日

鳥取県知事 様

### 平成30年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書

私は、以下の申請要件に該当していますか？

- ①高等学校等に在学している者の保護者等であること  
 <保護者等とは>  
 高校生等の親権を行う者（児童相談所長、児童福祉施設長を除く）又は未成年後見人（財産の権限のみを行使する者を除く）。  
 親権者、未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者、高校生等本人の順とします。
- ②保護者等が鳥取県内に住所を有すること
- ③保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税又は生活保護の生業扶助受給者であること
- ④高校生等が児童入所施設等(母子生活支援施設を除く)に入所、又は里親に養育されていないこと
- ⑤過去に高等学校等を卒業又は修了した者でないこと

#### 1 【申請者】

申請者住所	〒680-9999 鳥取市〇町△丁目□□□番	ふりがな	とっとり はるお
電話	0857-〇〇-××××	申請者氏名	鳥取 春男 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">鳥取</span>
高校生等との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
申請区分に係る誓約	私の世帯は次の区分に該当することを誓約します。 申請者氏名： <u>鳥取 春男</u> 5【世帯員の状況】に記入した丸印のある者については、私が扶養しています。 また、申請内容については、以下に <input checked="" type="checkbox"/> した内容に相違ありません。 (↓必ずどちらかに) <input type="checkbox"/> 平成30年7月1日現在、県民税所得割及び市町村民税所得割額非課税の区分に応じて <input checked="" type="checkbox"/> を記入しましたか？ <input checked="" type="checkbox"/> 平成30年7月1日現在、県民税所得割及び市町村民税所得割非課税であり、かつ、生活保護法による生業扶助を受けていません。		

#### 2 【対象となる高校生等】

ふりがな	とっとり たろう	生年月日	平成 14年 4月 10日
氏名	鳥取 太郎	在籍学年	第 1 学年
在学する学校	名称	(国・都道府県) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">私</span> 立 ○×高等学校	
	区分	学校種： <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">高等学校</span> ・ 中等教育校 ・ 高等専門学校 ・ 専修学校 ・ 各種学校	
	課程	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">全日制</span> ・ 定時制 ・ 通信制	
住所	〇〇県〇〇市〇〇町2-2		
高等学校等の在籍履歴	現在の学校	平成 年 月 日～	
	在学中に給付金を受給した回数	0回 ・ 1回 ・ 2回 ・ 3回 ・ 不明	
	過去に在籍した学校	学校名	
		平成 年 月 日	
	在学中に給付金を受給した回数	0回 ・ 1回 ・ 2回 ・ 3回 ・ 4回 ・ 不明	

#### 3 【振込口座※1】 給付金の振込先を記載してください。※原則、申請者の口座とする。

金融機関名	○× 銀行      △□ 本店 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">支店</span> 出張所						
預金種別	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">普通</span> ・ 当座 ・ その他 ( )						
口座番号(右詰め7桁)	1	2	3	4	5	6	7
口座名義(カタカナ)	ト	ツ	ト	リ	ハ	ル	オ

※1 ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の内容を記入してください。

- 申請者(1で記入した方)と同じ名義人名の口座が記入されていますか？
- ゆうちょ口座の場合は、他の金融機関からの振込に使用する店名、口座番号等を記入しましたか？

4 【申請区分】該当する申請区分（太枠部分）に○をしてください。

番号	世帯区分		給付	申請	添付書類	
1	生活保護（生業扶助）受給世帯		私立	52,600円	業扶助を受給していることを証する書類	
			国公立	80,800円		
2	(全日制課程) (定時制課程)	番号1、3及び4に該当しない世帯	国公立	80,800円	対象となる高校生等の健康保険証の写し	
			私立	89,000円		
3	県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の対象となる高校生等がいる世帯で、番号1に該当しない世帯	国公立	129,700円	○	対象となる高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満全員の健康保険証の写し
			私立	138,000円		
4	(通信制課程) 県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯		国公立	36,500円		対象となる高校生等の健康保険証の写し
			私立	38,100円		

■ 県民税所得割及び市町村民税所得割額非課税世帯の場合、高校生等本人の第1子、第2子以降の申請区分を確認しましたか？

※通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は番号4の区分で申請し、通信制以外の高校生等は、番号3の区分で申請してください。

5 【世帯員の状況<sup>※2</sup>】本人とは、申請の対象となる高校生等のことです。

扶養の世帯員	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年	給付金の申請の有無 <sup>※4</sup> (高校生等のみ記入)
5	本人	鳥取 太郎	/	/	有
	父	鳥取 春男	S.O.O.O	会社員	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	母	鳥取 夏子	S.O.O.O	無職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	兄	鳥取 秋男	H.O.O.O	大学・2年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	姉	鳥取 冬子	H.O.O.O	〇〇高校・3年	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

■ 高校生等本人と保護者等は必ず全員記入し、高校生等本人の健康保険証の写しが添付されていますか？（生活保護受給者を除く）

■ 高校生等本人に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は全員を記入し、高校生等本人と兄弟姉妹全員の健康保険証の写しが添付されていますか？

↳ 大学進学などで別居の兄弟であっても、同一生計であれば記入・添付してください。

6 【添付資料の確認】次の書類を添付してください。

- 在学等証明書（様式第〇号）
- 課税書類が県外市町村に提出されている場合は、提出先市町村から発行された課税決定書（上記以外の祖父母、中学生以下の弟妹、その他の同居者等は記入不要です）
- 健康保険証の写し（【世帯員の状況】欄に記載した本人及び兄弟姉妹全員分）※生活保護世帯を除く
- 申請者の氏名と振込口座の名義が異なる場合は、申請者と口座名義人が署名した委任状。

不明な点は在籍の学校か下記までお尋ねください。  
 鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室  
 電話：0857-26-7541 ファクシミリ：0857-26-8176  
 メール：jinkenyouiku@pref.tottori.lg.jp

<参考様式>

## 生活保護（生業扶助）受給証明書

下記の世帯は、平成30年7月1日（基準日）現在、生活保護法による生業扶助を受給していることを証明します。

記

[保護者] 氏 名：

(申請者)

住 所：

[生徒] 氏 名：

生 年 月 日：

学校・学年：

平成 年 月 日

[福祉事務所]

住 所：

代表者名：

印

(※ この証明書は、「鳥取県高校生等奨学給付金」の給付申請に使用するものです。基準日現在に生活保護（生業扶助）を受給している世帯であることがわかれば、ほかの様式でも構いません。)